

東大和市いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大和市いじめ防止対策推進条例（令和元年条例第19号）第12条第7項の規定に基づき、東大和市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 調査委員会に委員長を置き、その選出方法は、委員の互選による。

2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門調査員)

第4条 専門的事項を調査させるため必要があるときは、調査委員会に専門調査員を置くことができる。

(部会)

第5条 調査委員会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門調査員から委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における調査の経過及び結果を調査委員会に報告する。

5 第3条第1項及び第2項の規定は、部会に準用する。この場合において、同条第1項中「調査委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び専門調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 調査委員会の庶務は、子育て支援部青少年課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

東大和市いじめ問題調査委員会規則を公布する。

令和元年 月 日

東大和市長

東大和市規則第 号